

阿久根市工事成績評定要領

（目的）

第1条 この要領は、阿久根市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、原則として当初請負金額が100万円以上の工事を対象とする。ただし、次に掲げる工事は除く。

- (1) 砂利等の散布のみの工事
- (2) 側溝清掃及び道路の崩土除去の工事
- (3) 造園（緑地）等の維持管理の工事
- (4) 電気、消防施設の保守点検及び部品等の交換の工事
- (5) 道路側帯及び河川等の伐採、除草の工事
- (6) 仮設物の設置・撤去の工事
- (7) 河川の寄洲除去の工事

（評定の内容）

第3条 工事成績の評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ等について行うものとする。

（評定者）

第4条 工事成績の評定者は、次の各号に規定する者とする。

- (1) 検査員 検査員とは阿久根市工事検査規程（令和7年阿久根市訓令第9号）第3条第1項に規定する者とする。
- (2) 総括監督員 総括監督員とは阿久根市建設工事請負契約書第9条に規定する監督職員とする。
- (3) 監督員 監督員とは阿久根市建設工事請負契約書第9条に規定する監督職員とする。

（評定の方法）

第5条 評定は工事ごとに行うものとする。

- 2 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに的確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、別に定める工事成績評定表（第1号様式）により行うものとする。

(評定結果の報告)

第6条 検査員は、工事検査を終了したときは、評定の結果を速やかに検査を命じた者に報告するものとする。

2 評定結果の報告を受けた者は、その結果を財政課に報告するものとする。

(評定の結果の通知等)

第7条 市長は、評定の結果を、工事成績評定通知書(第2号様式及び第3号様式)により、当該工事の請負者に通知するものとする。

2 評定結果の通知後に、評定を修正すべき点が認められた場合(引き渡し後、契約不適合責任期間中に関係法令違反、事故等により契約不適合が判明した場合等)は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

3 評定結果は、原則として当該工事の請負者のみに通知する。

(説明請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、市長に対して評定内容の説明を工事成績評定に関する説明依頼書(第4号様式)により求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、工事成績評定に関する照会事項について(回答)(第5号様式)により回答するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降の検査分から施行する。